



事業再構築補助金

令和2年度第3次補正
令和3年度補正

CyberCloud Brain

① 事業再構築補助金とは

事業再構築補助金は、申請した全ての事業者の方が採択されるものではありません。提出された事業計画書は、公募要領で示している審査基準に沿って、再構築の内容や事業化の妥当性・実現性などを審査した上で、採択・不採択を決定しています。事業再構築補助金では、第2回までの公募で、延べ**19,000件**を超える申請のうち、合計約**8,810件**が採択されました。(予算：6,123億円)

■ 補助金の3つのポイント

①



コロナの影響によって売り上げが減少もしくは付加価値額が減少していること

②



新分野展開、業態転換、事業・業種転換等、指針に示す「事業再構築」を行うこと

③



認定経営革新等支援機関（国の認定を受けた中小企業診断士、金融機関等）と事業計画を策定すること

② 補助金額について

個人事業主又は中小企業・中堅企業に対して、規模や申請枠に応じて設備費用に一定の補助率を乗じた金額が申請されます。

事業概要

- 事業再構築を行う中小・中堅企業に対して**最大1億円**が支給される補助金
- 単価50万円以上の設備投資を行う**個人事業主又は中小・中堅企業**が対象となる
- 新型コロナウイルスの影響を特に大きく受けた企業に**緊急事態宣言特別枠**として**優先的に支援、補助率アップ**

補助金額



補助対象経費



補助率

※補助対象経費は税抜額

■ 企業規模と補助率

企業規模	補助率
中小企業	2/3 (3/4) ※枠によって増額 ※6,000万円を超える部分は1/2
中堅企業	1/2 ※4,000万円を超える部分は1/3

■ 通常枠の補助上限

従業員数	補助上限
20人以下	2,000万円
21~50人	4,000万円
51~100人	6,000万円
101人以上	8,000万円

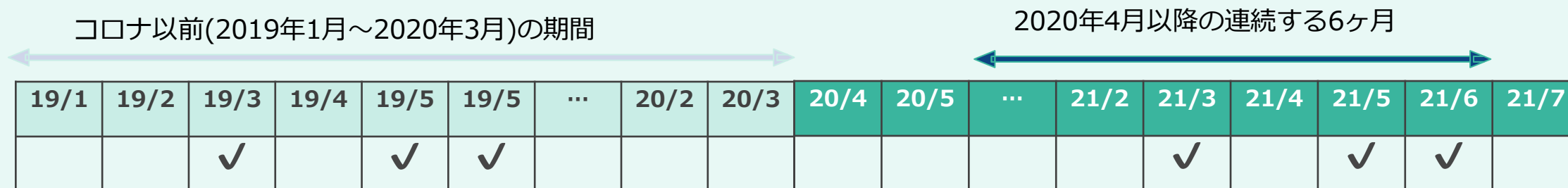
③ 申請要件

本補助金に申請するためには下記のような条件があり、2020年4月以降の連続する6ヶ月間の任意の3ヶ月とコロナ以前の同3ヶ月の売上の比較を行う必要があります。

申請条件

- 2020年4月以降の連続する6ヶ月から選択した任意の3ヶ月の**売上がコロナ以前の同3ヶ月と比較して10%以上減少**している。※例外あり
- **事業計画を認定支援機関と策定**し、事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後、**3～5年で付加価値額を年率平均3%以上増加**を達成する。

■ 2021年7月に申請する場合の売上の比較例



※任意の3か月は連続していなくても良い

$$\frac{\text{2021年3月売上} + \text{2021年5月売上} + \text{2021年6月売上}}{\text{2019年3月売上} + \text{2019年5月売上} + \text{2019年6月売上}} \leq 90\%$$

④ 補助対象経費について

本補助金は基本的に建物費や設備費が基本的な補助対象経費であるが、研修費や広告宣伝費・販売促進費も補助対象経費となります。

補助対象の主要経費

- 建物費(建物の改修に要する経費)、建物撤去費
- 機械装置費
- システム構築費

補助対象の関連経費

- 外注費(製品開発に要する加工、設計等)
- 技術導入費(知的財産権導入に係る経費)
- 研修費(教育訓練費等)
- 広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)
- リース費、クラウドサービス費、専門家経費

補助対象外経費

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、**汎用品**(パソコン、スマートフォン、家具等)
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水道費、通信費

⑤ 審査の加点について

事業再構築補助金の審査時において一定要件を満たすと審査ポイントが加点されます。



1. 大きく売上が減少しており業況が厳しい事業者に対する加点

2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること（又は、2021年10月以降のいずれかの月の付加価値額が、対2020年又は2019年同月比で45%以上減少していること）。



2. 最低賃金枠申請事業者に対する加点

指定の要件を満たし、最低賃金枠に申請すること。



3. 経済産業省が行うEBPMの取組への協力に対する加点

データに基づく政策効果検証・事業改善を進める観点から、経済産業省が行EBPMの取組に対して、採否に関わらず、継続的な情報提供が見込まれるものであるか。



4. パートナーシップ構築宣言を行っている事業者に対する加点

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp>)において宣言を公表している事業者。（応募締切日時点）



5. 事業再生を行う者に対する加点

注業企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受けており（※1）、応募申請時において指定するものに該当していること。

⑥ 申請の流れ

本補助金では採択後ではなく、交付決定以降に発生した経費が補助対象となり、確定検査後に補助金の請求を行うことができます。

流れ	実施内容	想定時期
補助金の申請	事業再構築補助金の公募が開始され、締切日までに各種書類を用意し補助金の申請を行う。	2022年4月～ 2022年6月30日
採択発表	補助金に採択されたか否かが公表される。	2022年9月
交付申請	採択された場合には事務局に相見積などを提出し投資費用の妥当性を示すための手続きを行う。	2022年10月～ 2022年12月
事業の実施	価格の妥当性が認められ、交付決定されたのちに建物の工事や設備の発注を行うことができる。	2023年1月～ 2023年7月
確定検査	全ての事業が完了したことを事務局に報告し、経費関連書類を提出したのちに立会による検査が行われる。	2023年8月
補助金の支給	確定検査が完了したのちに補助金が支給される。	2023年9月

⑦ 必要書類について

事業再構築補助金を申請するためには決算書類を用意するだけでなく、電子申請システムへの登録や審査項目に沿って作成された事業計画書等の提出が必要となります。

必要書類	内容
売り上げ減少を示す書類	比較対象となるコロナ前の期間の確定申告書/法人事業概況説明書および申請に用いる任意の3ヶ月の売上がわかる確定申告書/法人事業概況説明書（決算前ならば売上台帳等）を提出する必要がある。
決算書等	直近2期分の決算書等（提出できない場合は収支予算書等）を提出する必要がある。
gBizIDプライム	事業再構築補助金の申請は全て「電子申請」 で行われるため、gBizIDという行政サービスにログインするためアカウントの作成が必要となる。
事業計画書	自社の状況および事業再構築の必要性、事業実施スケジュール、事業の優位性、将来性、ターゲットとする市場などに関する内容を 審査項目に沿って、A4用紙15枚以内（補助金額1,500万円以下の場合は10枚以内） で作成して提出する必要がある。
認定支援機関確認書	事業計画の策定において認定支援機関が関与したことを示すための書類を提出する必要がある。
金融機関確認書	事業計画の策定において金融機関が関与したことを示すための書類を提出する必要がある。 ※補助金申請額が3,000万円以上の場合

⑧ お申し込み前後に行っていただきたい内容

ご契約直後もしくはご契約と並行して下記の内容にご対応いただくと、事業再構築補助金の円滑な支援サポートが可能となります。

実施いただきたい内容

①gBizIDプライムのご取得

gBizIDプライムのアカウントが未取得の場合は当社作成の説明書に従ってアカウント取得手続きを行っていただきます。

②必要書類等のご送付

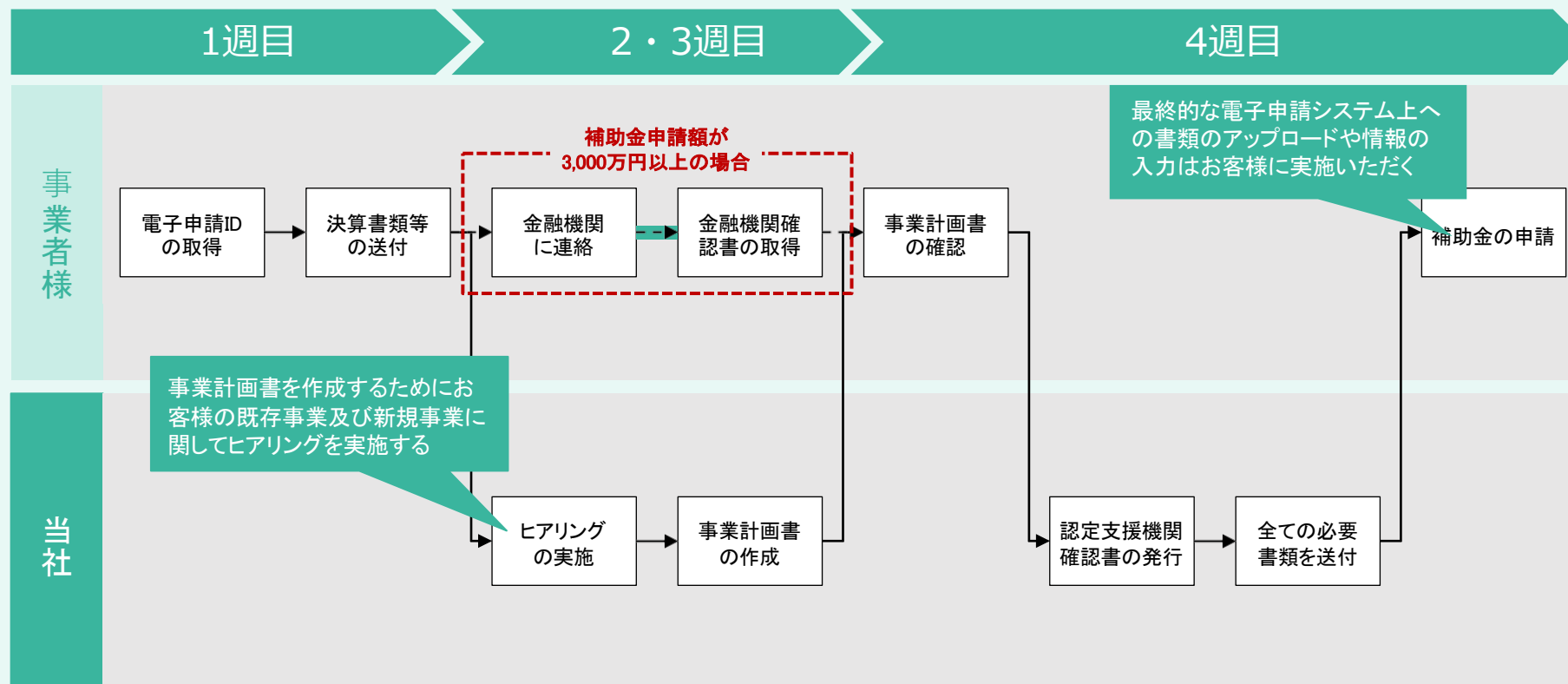
右記の事業再構築補助金の申請に必要な書類および事業計画書の作成に必要な書類やお写真をお客様にてご用意いただき、当社にお送りください。

お送りいただきたい書類等

提出書類	お送りいただきたい書類等の内容
売り上げ減少を示す書類	比較対象とするコロナ前の期間の確定申告書別表一の控え
	上記年度の法人事業概況説明書の控え
	受信通知（e-tax利用時）
	申請に用いる任意の3ヶ月の売上がわかる確定申告書別表一の控え（決算前は売上台帳）
決算書等	上記年度の法人事業概況説明書の控え
	直近3期分の決算書（提出できない場合は収支予算書等）
事業計画書	当社が用意したヒアリングシート
	事業内容などが伝わるお写真（事業所等）
	導入設備等の概要がわかる書類

⑨ 今後の流れについて

当社サービスをご利用いただいた場合、お客様へのヒアリング内容をもとにした事業計画書の作成や認定支援機関確認書の発行、その他の書類のご用意をいたします。



⑩ 事業再構築の5つの類型

事業再構築指針で下記の5つの事業再構築の類型が事業再構築補助金の対象として示されており、各類型について申請の条件が異なる。

	事業再構築の類型	各類型の定義
↑ 小 ↓ 大 転換度	1 業態転換	主たる業種または主たる事業を変更することなく、製品等の製造方法等を相当程度変更することを指します。
	2 新規分野展開	主たる業種または主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを指します。
	3 事業転換	新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することを指します。
	4 業種転換	新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することを指します。
	5 事業再編	会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新規分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことを指します。